

理容所の衛生管理について

平成30年9月3日

奈良県消費・生活安全課

徳田 恵

理容師法

目的

第1条

→わかりやすく言つと---

この法律は、理容所で理容の業を行えるのは資格のある理容師さんだけですよ。ということを決めるとともに、理容の業務が安全に行われることによつて、地域の人々が健康で安心して暮らせることを目的としています。

理容師法

目的

第1条

この法律は、理容師の資格を定めるとともに、理容の業務が適正に行われるように規律し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

最近 保健所がお店に やっ来てます

県内の理容所への監視指導目標

1回/5~6年

県内理容所施設数

1103施設 (平成30年3月31日現在)

お店に行っで見えてきたもの

- ▶ 開設の届出をしたらもう安心？！
- 理容師さんが変わったら→変更の届出
- 施設が変わったら→変更の届出or新規の申請
(作業台が増えた・面積を広げた)
- 営業をやめたら →廃止の届出
- 営業者が変わったら→新規の届出

“顔の見える仕事”へ 保健所の大変さ

おっ！
保健所に相談してみよう

▶ 開設から廃業までの長いおつきあい

- ① 開設時の相談: はじめまして 安全な営業のために準備
- ② 開設の確認: 施設基準のチェック
- ③ 施設・理容師の変更の相談: 資格確認
- ④ 消毒の徹底(正しい用法用量による実施): 効果的な消毒
- ⑤ 廃止届出受理: お疲れ様でした

お店に行っで見えてきたもの

- ▶ 理容師ライセンスが軽くなっている？！
- 理容師資格は国家資格
- 理容所で理容行為ができるのは
理容師さんだけ

国家資格に裏打ちされた技術と知識

理容師法第6条: 理容師でなければ理容を業としてはならない

消毒方法

なんと・・・

法令で消毒方法が
定められています

理容師法施行規則第25条

詳しくは、パンフレットをご覧ください！

